

市第53号議案 令和4年度 横浜市一般会計補正予算 (第3号) (関係部分) の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した乗合バス事業者等支援事業の補正予算の編成及び資材の急激な価格水準の変動に伴う末吉橋架替工事の予算外義務負担の限度額を変更します。

1 一般会計歳出予算の補正

乗合バス事業者等支援事業の実施に伴う補正

2事業 80,619千円

《歳出予算補正》

(単位：千円)

款項目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳			
				国費	市債	その他	一般財源
12款 道路費	78,060,268	80,619	78,140,887	-	-	-	80,619
2項 道路整備費	49,567,978	80,619	49,648,597	-	-	-	80,619
2目 地域交通対策費	288,003	80,619	368,622	-	-	-	80,619
①乗合バス事業者支援事業費	80,500	80,500	161,000	-	-	-	80,500
②横浜市地域交通サポート事業費	50,000	119	50,119	-	-	-	119

《事業概要》

燃料価格高騰などにより依然として厳しい状況が続く乗合バス事業者等に対し、市民の移動手段を維持・確保する観点から、6月補正に続いて支援します。

① 乗合バス事業者支援事業

【対象事業者】市内の路線バスを運行する乗合バス事業者(14事業者、約2,300台)

【補助額】車両1台あたり35千円(※)

【対象期間】令和4年10月～令和5年3月

【スケジュール】令和4年10月から申請受付、支給

(※) 補助額の考え方 (A×B×C)

A: 燃料価格高騰分 9.2円/ℓ (軽油の価格高騰分 R3.9とR4.1の差)

B: 1台あたり燃料使用量 約7.5千ℓ (1年あたり約15千ℓの半年分 (R4.10からR5.3))

C: 補助率 1/2 (6月補正時と同様)

② 横浜市地域交通サポート事業

【対象事業者】同事業のうち、①に該当しない運行事業者 (4事業者、4台)

【補助額】使用燃料費の価格高騰分を個別に算出

【対象期間】令和4年4月～令和5年3月の運行期間

【スケジュール】令和4年10月から申請受付、支給

2 債務負担行為補正（予算外義務負担の変更）

末吉橋架替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担の限度額の変更

1事業 400,000千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
末吉橋架替工事 請負契約の締結 に係る予算外義務負担	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 5,800,000千円	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 6,200,000千円

<参考>議案書7ページについて道路局関係部分を抜粋

《変更理由》

世界経済状況等により、資材の急激な価格水準の変動が生じており、平成30年度より長期契約をしている本工事は、その影響を大きく受けている状況です。また、労務単価についても契約当初から著しく上昇していることから、価格水準の変動に対応する適切な措置を講じる必要があります。インフレスライド^(※)を実施します。

請負代金額の変更が生じることから、予算外義務負担の限度額を増額します。

(※) インフレスライド

工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）に基づき、「予期することのできない特別の事情により、工期内日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置。残工期が2か月以上ある工事について、契約の相手方からの請求により、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の1%を超える額について変更できる。